特定路外駐車場設置届チェックリスト

バリアフリー新法（路外駐車場移動等円滑化基準）に基づく構造・設備基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　 目  及び条文 | 構　造　・　設　備　基　準 | 適・否 | 備 　　考  (具体の内容･数値等を記入する ) |
| 車いす使用者用駐車施設(省令2条1項 )  (省令2条2項 ) | 路外駐車場車いす使用者駐車施設を１以上設けなければならない。（ただし、専ら自動二輪車のための駐車場についてはこの限りでない。） |  |  |
| 路外駐車場車いす使用者用駐車施設は、①～③に掲げるものでなければならない。 |  |  |
| ①幅は 350cm以上とする。 |  |  |
| ②路外駐車場車いす使用者駐車施設又はその付近に、路外駐車場車いす使用者用 施設の表示を行う。 |  |  |
| ③設置場所は路外駐車場移動等円滑化経路の長さができるだけ短くなる位置とする。 |  |  |
| 路外駐車場等円滑化経路(省令3条1項 )  (省令3条2項 ) | 車いす使用者用駐車施設から道又は公 園、広場その他空地までの経路のうち１以上を路外駐車場移動等円滑化経路にしなければならない。 |  |  |
| 路外駐車場移動等円滑化経路は、①～④に掲げるものでなければならない。 |  |  |
| ①経路上に段を設けないこと。（ただし、傾斜路を設ける場合はこの限りでない。） |  |  |
| ②経路を構成する出入口の幅は 80cm以上とする。 |  |  |
| ③経路を構成する通路はイ、ロをに掲げるものであること。  イ 幅は 120cm以上とすること  ロ 50m以内ごとに車いすの回転に支障がない場所を設けること。 |  |  |

※該当しない項目については、適・否の欄に“－”を記入してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　 目  及び条文 | 構　造　・　設　備　基　準 | 適・否 | 備 考  (具体の内容･数値等を記入する ) |
| (省令3条2項) | ④経路を構成する傾斜路は、イ～二に掲げるものであること。  イ 幅は、段に代わるものにあっては120cm以上、段に  併設するものにあっては 90cm以上とすること。 ロ 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが  16cm以下のものにあっては、 8分の 1を超えないこと。  ハ 高さが 75cmを超えるもの (勾配が 20分の 1を超えるものに限る。)にあっては、高さ 75cm以内ごとに踏幅が 150cm以上の踊場を設ける。  二 勾配が 12分の 1を超え、又は高さが 16cmを超え、かつ、勾配が 20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。 |  |  |
| 特殊の装置 (省令4条) | 第 2条及び第 3項の規定は、その予想しない特殊の装置を用いる特定路外駐車場については、国土交通大臣がその装置が、第2条及び第 3条の規定による構造又は設備と同等以上の効力がある場合においては適用しない。  (ある場合、国土交通大臣の認定書の写を添付し) |  |  |

※該当しない項目については、適・否の欄に“－”を記入してください。

【参考】 基本的な寸法 （出典：公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドラインより）